



人・自然・文化－島の宝が育つまち

基本構想

Vision

【2018年度～2025年度】

鹿児島県 西之表市

第6次西之表市長期振興計画

目 次

【はじめに】

1. 長期振興計画策定の考え方	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の期間と構成	1
(3) 計画の役割	3
2. 計画策定の背景	3
(1) 時代の潮流	4
(2) 西之表市の地域特性	7
(3) 市民の意識	10
(4) 第5次長期振興計画後期基本計画における施策の成果指標の達成状況	16
(5) 西之表市の主要課題	18

【まちづくりの基本構想】

1. めざすまちのすがた	25
(1) 市の将来像	25
(2) 人口の将来展望	26
(3) 土地利用	27
(4) 地域のあり方	30
(5) 財政状況	32
(6) 市民との協働・連携	34
2. 各分野のめざすまちのすがた	35
(1) くらし分野	35
(2) しごと分野	36
(3) ひと分野	37
(4) ぎょうせい分野	38

【附属資料】

第6次

西之表市長期振興計画

基本構想

はじめに

1. 長期振興計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

西之表市では、平成 21（2009）年度に「絆で創る、魅力あふれる豊かなまち」を市の将来像として掲げた第 5 次西之表市長期振興計画を策定し、「雇用の創出」、「子育て支援」、「地域の再生」を重点推進項目として各種施策に取り組んできました。

また、平成 26（2014）年度からの後期基本計画では、本市を取り巻く社会経済環境への変動に対応するため、「にぎわい創出」などの新たな施策へも取り組んできました。

この間、日本では世界に先例のない人口減少が進み、今後予測される経済力の低下や労働力不足以外にも、少子高齢化による社会保障費の増加や多様な雇用体系による格差の拡大など、社会的な課題が山積しています。

国においては、人口減少に歯止めをかけ、東京への一極集中を是正するため、平成 26（2014）年にまち・ひと・しごと創生法を施行し、その対策に取り組み始めました。

地方自治体においても、これらの課題への対策を進めていくために、厳しい財政状況の中でも自己決定及び自己責任による総合的かつ計画的な行政運営を図ることが必要です。

平成 23（2011）年には「地方自治法の一部を改正する法律」によって、基本構想の法的な策定義務がなくなりましたが、本市の状況に応じた効果ある計画を策定し、計画的に取り組んでいく必要があることから、本市においては、これまで同様、議会の議決を経た上で基本構想を策定することとして、平成 29（2017）年度に西之表市長期振興計画策定条例を定めました。

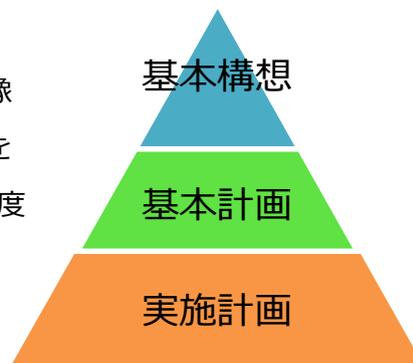
新たなまちづくりの指針となる「第 6 次西之表市長期振興計画」は、本市が自らの意思において策定する初めての計画として、条例に基づき、これまで取り組んできたまちづくりの成果や新たな課題を踏まえつつ、本市のめざす方向を明確に示していきます。

(2) 計画の期間と構成

第6次長期振興計画は、平成30（2018）年度から2025年度までの8年間の計画とし、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

①基本構想

基本構想は、市政の基本理念であり、本市の将来像を明確にした上で、めざすべきまちの状態と方向性を示すものです。基本構想の期間は平成30（2018）年度から2025年度までの8年間とします。



②基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策やその展開方針を定めるもので、まちづくりの設計書となるものです。基本計画の期間は、平成30（2018）年度から2021年度までの前期4年間、2022年度から2025年度までの後期4年間に分けて策定します。

ただし、社会経済環境はこれまでにない急速な変化をみせていることから、その変化や課題に柔軟かつ積極的に対応していくため、毎年度必要な見直しを行います。

【重点プロジェクト】

本市が直面している課題の解決を図るために、事業費、人的資源の重点的な投入や組織横断的な連携体制による取り組みを重点プロジェクトとして位置づけ、優先的に取り組んでいきます。

本市においては、平成27（2015）年9月策定の「西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点プロジェクトと位置づけ、戦略的かつ計画的に取り組んでいきます。

③実施計画

実施計画は、基本計画に掲げられた施策を計画的かつ効率的に実施する事業を示すもので、毎年度の予算編成の基本的な指針となります。実施計画の期間は4年間とし、毎年度更新します。

【計画期間】

年度	H30 (2018)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
基本構想	市の将来像・各分野のめざすまちのすがた（8年間）							
基本計画	前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			
	重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）							
	※社会経済環境の変化にあわせて毎年度見直しを行います。 まち・ひと・しごと創生総合戦略は平成31年度で終了ですが、引き続き取り組みを行います。							
実施計画	※4年間を計画期間とし、毎年度更新します。							

(3) 計画の役割

- ① 長期振興計画は、総合的かつ計画的な行政運営を行うための、本市のまちづくり全般にわたる最上位の計画であり、本市のめざすまちのすがたを示しています。
- ② 本市の将来像（めざすまちのすがた）実現のため、長期振興計画を通じて、市民、事業者、行政が協働してまちづくりを進めていくための基本的な考え方や目標を共有するものです。
- ③ 今後8年間で基本構想の目標を達成するために、重点的に取り組む施策を示しています。

2. 計画策定の背景

(1) 時代の潮流

①人口減少・少子高齢化への転換

戦後一貫して増加していた我が国の総人口は、平成 20（2008）年を境に減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成 29（2017）年公表）によると、直近の国勢調査（平成 27（2015）年）では1億 2,709 万人の人口も、50 年後の 2065 年には 8,808 万人になると推計されています。さらに、総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は、平成 27（2015）年の 26.6%から上昇し続け、2065 年には 38.4%へと拡大していくと見込まれています。また、生産年齢（15 ～ 65 歳未満）人口の割合は、平成 27（2015）年の 7,728 万人から減少を続け、2065 年には 4,529 万人になると推計されており、人口減少や人口構造の変化は、地域の過疎化やコミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増大など、社会全体の活力低下や経済成長への影響が懸念されます。

②防災・防犯対策

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災をはじめ、平成 28（2016）年に発生した熊本地震や予測困難な局地的豪雨などの自然災害が全国各地で甚大な被害をもたらしており、人々の安全に対する関心は非常に高くなっています。

また、振り込め詐欺や悪質商法など高齢者が狙われる事件やインターネットによる犯罪など社会情勢の変化に起因する犯罪が多発し、高齢者の運転による交通事故も相次いでおり、身の回りで発生する事件・事故が複雑化しています。

③まち・ひと・しごと創生への取り組み

世界でも例を見ない我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応するとともに、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、活力のある日本社会を維持することを目的に、平成 26（2014）年 12 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

まち・ひと・しごと創生法では、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「東京一極集中の歯止め」、「地域の特性に即した地域課題解決」を基本的な視点とし

て、その実現を図るため、国や地方自治体が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域社会の課題解決を図りつつ、持続可能な社会をつくっていくことが求められています。

④社会基盤(インフラ)の更新時期の到来

高度成長期に集中的に建設された社会基盤(インフラ)の老朽化が進展しています。厳しい財政状況が続く中、建設後 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなる見込みで、建て替えや修繕などにかかる莫大な更新費用が深刻な問題となっています。施設の老朽化については、立地環境や維持管理の状況などによって異なってきますが、安心・安全で快適な住民生活を維持するためには、更新期を迎えつつある社会基盤の長寿命化を図る一方、計画的、効率的に維持管理・更新することが求められています。

⑤^{*}グローバル化の進展

世界の経済を見ていくと、貿易や投資の拡大を背景に経済のグローバル化が進展しています。世界各国の景気の連動性が高まるなど、世界経済の相互依存が深まっています。急速な経済成長を見せる中国などの東アジアの存在がその背景にあり、国内の企業活動にも大きな影響を与えています。

また、^{*}T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）をはじめとする経済的な交流をより強固にし、自由化する取り組みが加速しています。第一次産業などへの影響や国際競争などに適切に対応していくことが求められる一方で、グローバル化は、経済活動だけではなく、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んできています。情報通信ネットワークのグローバル化によって情報社会も進展してきていますが、リーマンショックなどの世界同時不況の発生などのように世界経済の一体化による危険性や情報通信ネットワークの障害による住民生活への影響なども懸念されます。

我が国を訪れる外国人旅行者は、アジア諸国の経済発展やビザ発券要件の緩和などにより、平成 28（2016）年には 2,100 万人を突破し、2020 年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることから、今後ますます増加することが見込まれています。さらには、人口減少に伴い、少なくなっていく労働力を外国人に求める

声も出ています。今後は、国籍や言語、習慣、文化の違いなど、人々の多様性を尊重する考え方も重要となってきます。

*グローバル化…政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること

*TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）…環太平洋地域による経済連携協定（EPA）。EPAとは、物流のみならず、人の移動、知的財産の保護、投資、競争政策など様々な分野での連携で、両国または地域間での親密な関係強化を目指す条約のこと

*リーマンショック…国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズ（米国の投資銀行）の経営破綻とその後の株価暴落などを指す

⑥エネルギー問題

我が国の住民生活を支えているのは電気やガス、ガソリンなどのエネルギーであり、第一次エネルギー源の9割以上を化石燃料でまかっていますが、そのほとんどを輸入に頼っています。化石燃料の約4割を占める原油については、中東地域情勢の影響を受け、必要量の確保や輸入価格なども住民生活に大きな影響を与えています。

我が国のエネルギー自給率は、東日本大震災後、全ての原子力発電所が停止したこともあり、平成26（2014）年度には過去最低の6.0%になりました。その後は再生可能エネルギーの導入の推進や原子力発電所の再稼動が一部で進み、平成27（2015）年度には7.0%（推計値）になったものの、他の先進諸国と比較すると極めて低い水準となっています。

また、温室効果ガスの約9割がエネルギー由来の二酸化炭素となっていることを考えると、化石燃料に依存している日本のエネルギー構造は、環境問題にも密接に関連しています。平成27（2015）年に採択された「パリ協定」においても、我が国は非常に高い目標を設定しています。持続可能な社会を構築していくためにも、国民一人ひとりが、エネルギーに対する意識を持ち、どういった取り組みを行っていくのかを考える必要があります。

(2) 西之表市の地域特性

①位置・地勢

西之表市は、九州本土最南端の佐多岬から南方約 43km、鹿児島市から 115km の洋上に位置する種子島の北部に位置し、本土に最も近い海の玄関口として人・物の交流拠点となっています。

面積は、205.66 km²（馬毛島（8.17 km²）を含む）で、種子島の総面積の 44.4%を占めており、南北の長さは 25.2 km、東西の幅は 8.2 km、周囲は 63.0 km であり、東、西、北の 3 面は海に面し、南は中種子町と接しています。

気温は、平均気温 19.8℃の亜熱帯性の気候で四季を通して温暖であり、台風の常襲地帯に位置しています。



②歴史・文化

種子島は古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア・インド・西欧などと海の道で結ばれ、交易の接点として重要な役割を果たしてきました。西之表市は、島主種子島氏の府元「赤尾木」として栄え、日本の武家社会の南限の地としても、また、火縄銃やからいもの日本伝来の地としても知られています。さらに、明治期以降には多くの地域から移住があり、多様な文化をもたらしました。そのほか、明治 18（1885）年、アメリカ船カシミア号の船員らを救助した事件など、当時はまだ閉鎖的な日本にあって、島民の進取の気性や温かな心がうかがえます。

明治 22（1889）年に北種子村、大正 15（1926）年に西之表町となり、昭和 33（1958）年 10 月に市制を施行し、西之表市と称するようになりました。以来、国・県の出先機関の多くが西之表市に集まり、種子島における行政・経済・文化の中心地として発展してきました。

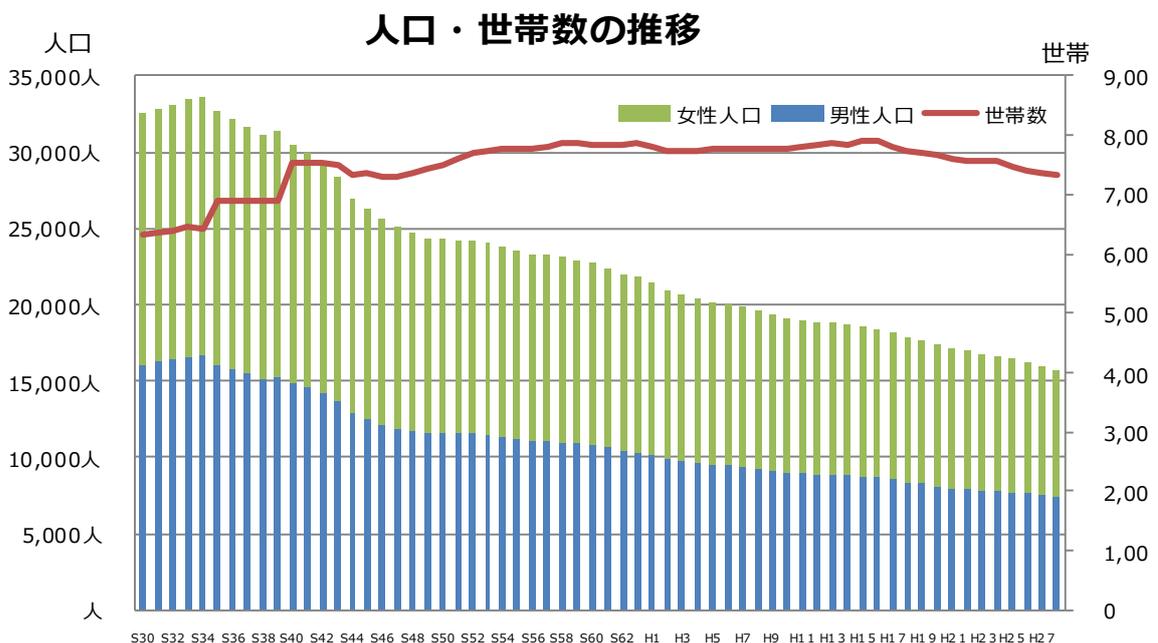
③人口・世帯数

西之表市の人口は、昭和 34（1959）年の 33,593 人をピークに顕著な減少をたどっており、直近の国勢調査（平成 27（2015）年）では、15,967 人と半減していま

す。離島であることから、就学・就業場所が限定され、高校卒業と同時に島外への人口流出が多くみられ、20歳前後の人口が極端に少ない構成となっています。

国勢調査（5年おき）における人口の増減率をみると、昭和30年代から昭和40年代にかけて減少率が大きく、最大で14%の減少となった時期もありますが、最近では6%前後の減少となっています。

世帯数は増加を続けていきましたが、平成15（2003）年の7,919戸をピークに減少に転じ、平成27（2015）年国勢調査では7,368戸となっています。



出典：国勢調査・鹿児島県人口移動調査（推計人口）

④産業

本市は、亜熱帯性の温暖な気候と、平坦で比較的広い耕地に恵まれているため、農業が地域の産業の中核となっており、就業人口の26.4%が農林水産業従事者です。

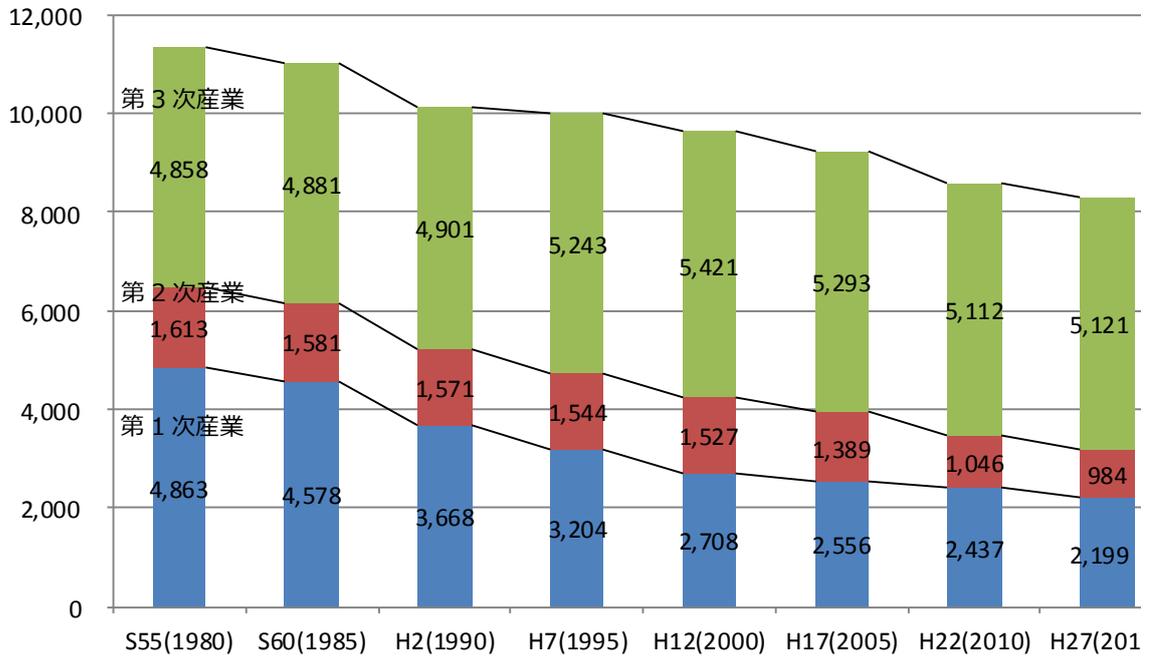
また、商工業においては、郊外への大型店舗の進出やICT^{*}基盤の発達により消費支出が島外へ流出しており、中心市街地は空き店舗が目立つなど低迷しています。

第二次産業については、建設業と製造業が主であり、建設業は公共事業が中心ですが、受注額の落ち込みにより、第一次産業への参入もみられます。

第三次産業については、第一・二次産業の就業者が減少する中、医療・福祉を中心に従業者・生産額の伸びがみられます。

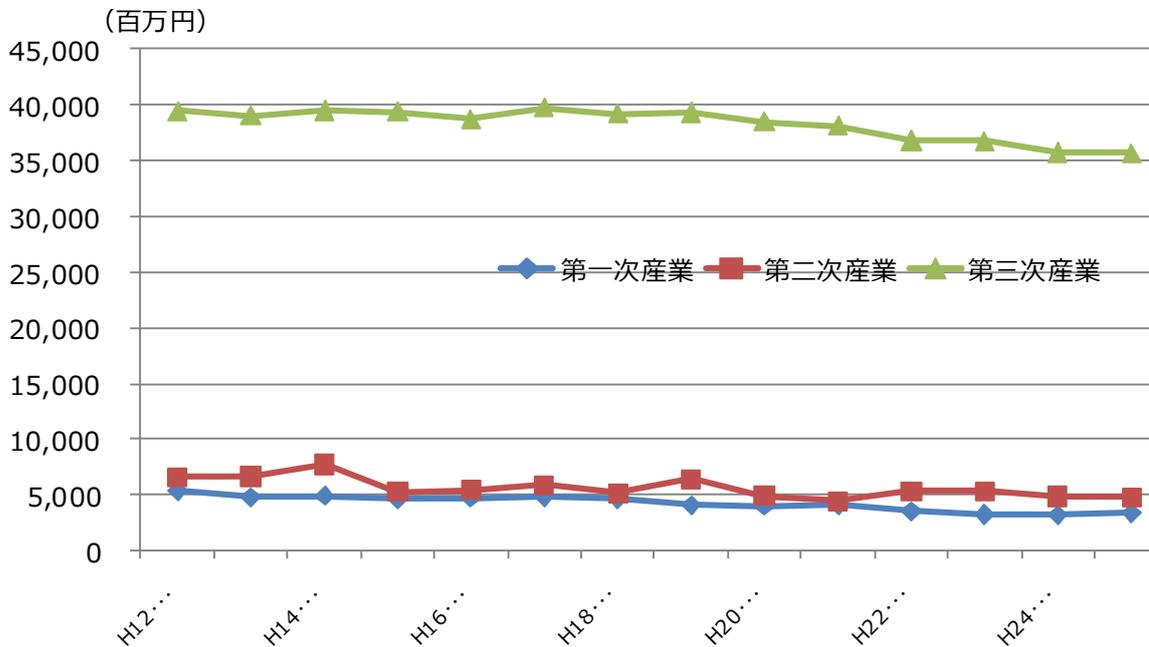
*ICT…情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

【産業別の就業者数の推移】
(人)



出典：国勢調査

【産業別の総生産額の推移】



出典：市町村民所得推計報告書

(3) 市民の意識

長期振興計画策定にあたって、市民のニーズと課題を把握し、今後の市の取り組むべき方向性を検討するための基礎資料として、また、市民と行政の協働の進め方を検討する際の参考とするため、市民アンケート調査及び中・高校生アンケート調査を実施し、校区別の意見交換会も行い、市民意識の把握に努めました。

①調査概要

1) 市民アンケート調査

A) 調査の目的

平成 18（2006）年度から市民意見や市民生活の実態を把握するため、市に住民登録されている 20 歳以上の約 1 割を無作為に抽出して市民アンケート調査を実施しています。

長期振興計画策定にあたり、市に対する市民意見の把握、第 5 次長期振興計画での取り組みに対する実感を調査しました。

B) 調査対象及び回答数

イ) 調査対象者：平成 29（2017）年 4 月 1 日現在で、西之表市内に居住する 20 歳以上の男女の 10%である 1,309 名を対象。

ロ) 回答数　　： 972 名　（回答率 74.3%）

2) 中・高校生アンケート調査

A) 調査の目的

長期振興計画策定にあたり、将来の西之表市のまちづくりの中心となる若い世代の意見を把握するため、中学校・高校 2 年生を対象にアンケート調査を実施しました。

B) 調査対象及び回答数

イ) 調査対象者：種子島中学校及び種子島高校の 2 年生。

ロ) 回答数　　： 244 名（中学生 125 名・高校生 119 名）

3) 校区別意見交換会アンケート調査

A) 調査の目的

長期振興計画策定にあたり開催した各校区での意見交換会に参加された市民に対して、アンケートを実施し、本市の課題等について把握しました。

B) 調査対象及び回答数

イ) 調査対象者:校区意見交換会に参加された市民を対象。

ロ) 回答数 : 157 名

②調査結果

1) 市の課題

市民アンケート調査及び校区アンケート調査の結果では、市の課題として「島外へ出る若者が多く、人口が減っていく」や「高齢化が進み、地元産業や地域活動を支える後継者がいない」、「働く場所がない(少ない)」が多くなっています。

一方で、校区アンケート調査では、「高齢化や人口減少により、集落機能が低下している」が上位に位置しています。

市民アンケート調査		件数	割合
1	島外へ出る若者が多く、人口が減っていく	473	18.4%
2	高齢化が進み、地元産業や地域活動を支える後継者がいない	335	13.0%
3	働く場所がない(少ない)	330	12.8%
4	まちに活気がない	227	8.8%
5	医療機関が少ない	203	7.9%
6	高齢化や人口減少により、集落機能が低下している	202	7.8%

校区アンケート調査		件数	割合
1	島外へ出る若者が多く、人口が減っていく	92	20.9%
2	高齢化が進み、地元産業や地域活動を支える後継者がいない	74	16.8%
3	高齢化や人口減少により、集落機能が低下している	61	13.9%
4	働く場所がない(少ない)	43	9.8%
5	大字に住む人が少ない	34	7.7%
6	西之表市の魅力をアピールする力が足りない	26	5.9%

2) 今後力を入れるべき取り組み（上位5つ）

市民アンケート調査及び校区アンケート調査の結果で、共通して今後力を入れるべき取り組みとして多かったのが、「働く場の確保（既存企業への支援や企業誘致など）」や「子育て支援や保育サービスの充実（安心して子どもを産み育てられる環境づくり）」でした。

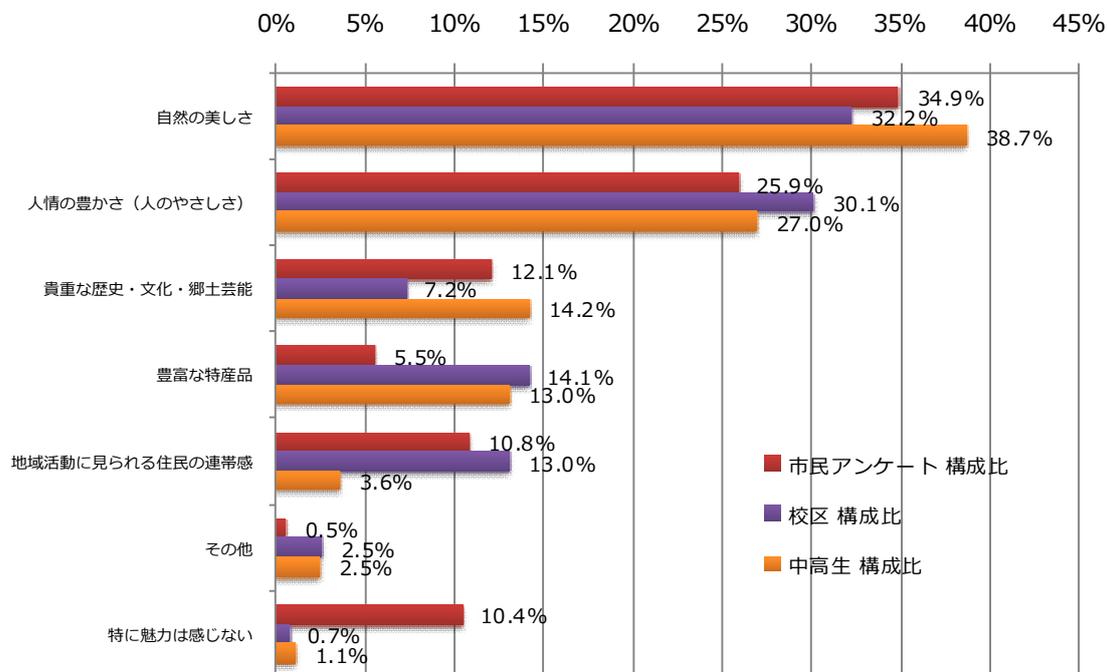
校区アンケート調査では、「過疎が進む大字地区の維持・機能強化」が上位に位置しており、地域の維持に対する懸念が高くなっています。

市民アンケート調査		件数	割合
1	働く場の確保（既存企業への支援や企業誘致 など）	371	15.0%
2	地域医療の確保（安心して医療が受けられる環境づくり）	293	11.9%
3	子育て支援や保育サービスの充実（安心して子どもを産み育てられる環境づくり）	165	6.7%
4	商店街等の中心市街地のにぎわいづくり	161	6.5%
5	デマンドバスや高速船、航空機等の利用しやすい公共交通の確保	143	5.8%

校区アンケート調査		件数	割合
1	働く場の確保（既存企業への支援や企業誘致 など）	80	20.3%
2	過疎が進む大字地区の維持・機能強化	49	12.4%
2	農業を核とした一次産業づくり	49	12.4%
4	子育て支援や保育サービスの充実（安心して子どもを産み育てられる環境づくり）	23	5.8%
5	定住の促進	22	5.6%

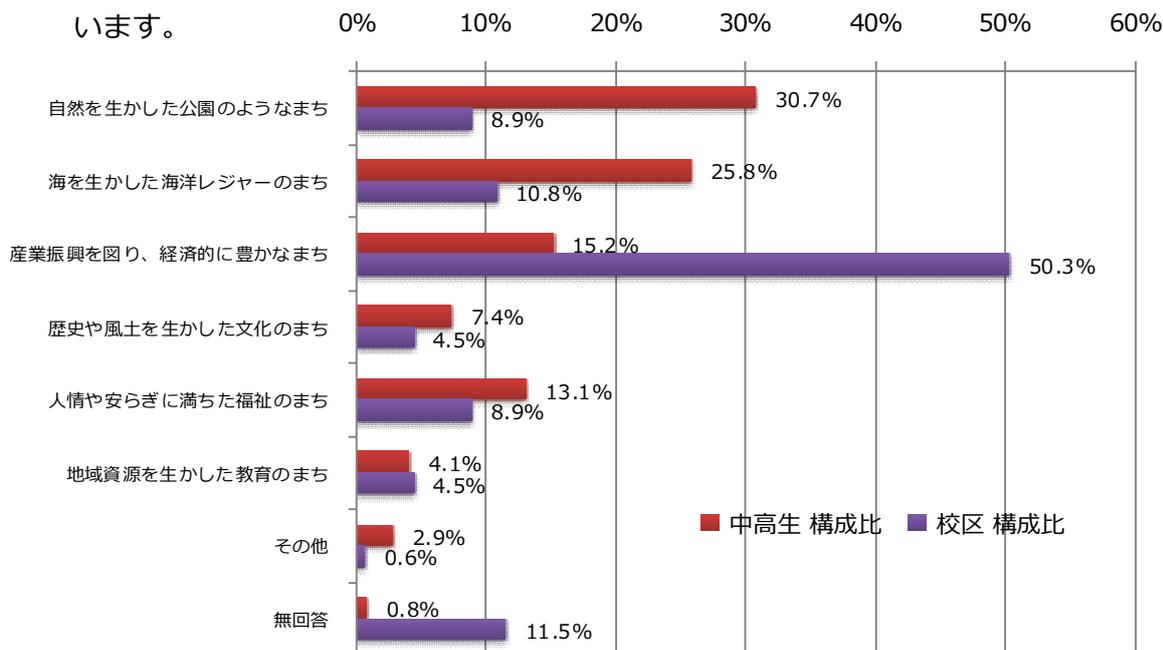
3) 市の魅力とは

市民アンケート調査、校区アンケート調査及び中・高校生アンケート調査でも、「自然の美しさ」、「人情の豊かさ（人のやさしさ）」が上位を占めています。



4) めざすすがた（どんなまちになってほしいか）

中・高校生アンケート調査の結果では「自然を生かした公園のようなまち」、「海を生かした海洋レジャーのまち」といった自然を生かしたすがたを望む意見が多く、校区アンケート調査では「産業振興を図り、経済的に豊かなまち」が半数を占めています。



5) 第5次長期振興計画の取り組みに対する評価

市民アンケート調査において、第5次長期振興計画で取り組んできた施策に対して、「振興が図られているか」、また、「4～5年前と比較して、振興が図られてきていると思うか」について市民の実感を把握しました。

産業振興分野（農林水産業の振興、商工業の振興、観光・交流の振興）については、現在も以前と比較しても振興が図られてきていないと感じている市民が多い結果となっています。特に「商工業の振興」については、その傾向が高くなっています。

健康・医療・福祉分野（健康づくりの推進、医療保険体制・介護保険体制の適正かつ安定的な運営、地域福祉・社会保障の充実、児童福祉の充実、高齢者・障がい者福祉の充実）については、以前と比較すると振興が図られてきていると実感している市民が多いですが、現状にはまだ満足していない市民が多いようです。

安心・安全・基盤整備分野（快適な居住環境の整備、市民生活を守る安全対策の充実、環境衛生対策の推進、防災対策の充実、計画的な土地利用の推進）については、以前と比較すると振興が図られてきていると実感している市民が多く、現状については、施策によって市民の実感に差が出ています。

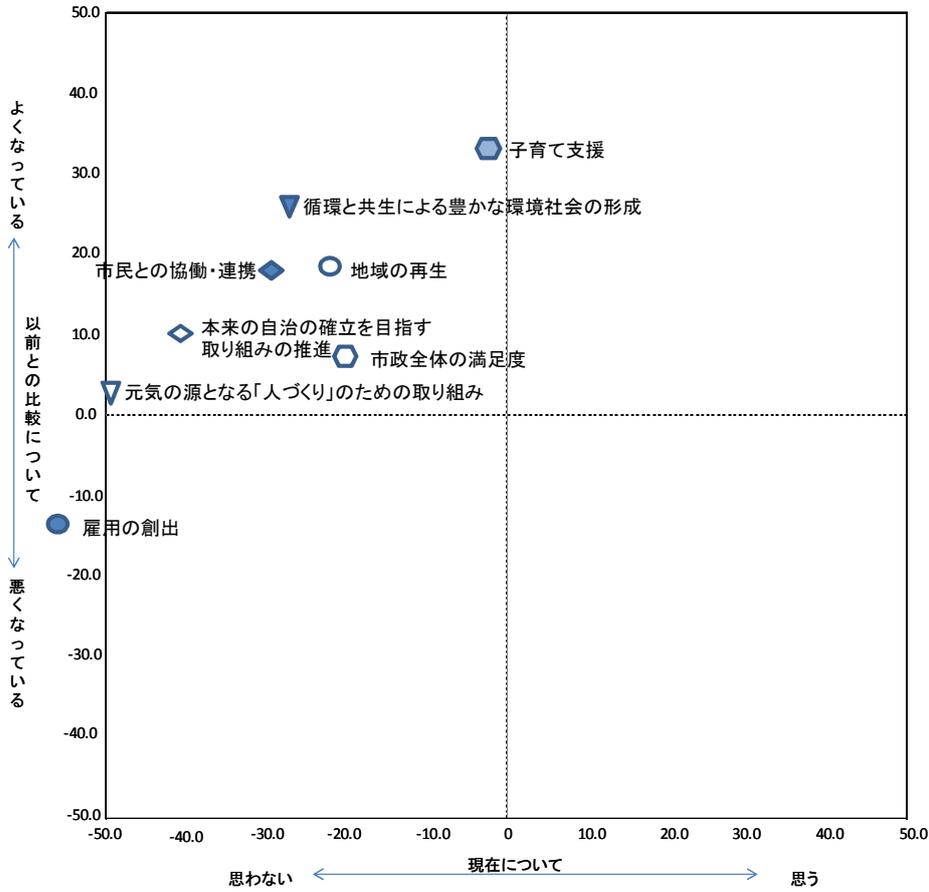
教育・文化・スポーツ分野（生涯学習社会の実現、社会教育の推進、義務教育の充実、芸術文化・文化財保護の充実、社会体育の充実）については、現状及び以前との比較についても振興が図られてきていると感じている市民が多い結果となりました。

行政運営分野については、以前と比較すると多少改善が図られてきていると実感しているが、現状にはまだ満足していない市民が多いようです。

重点推進項目（雇用の創出、子育て支援、地域の再生）及び共通の視点（市民との協働・連携、本来の自治の確立を目指す取り組みの推進、循環と共生による豊かな環境社会の形成、元気の源となる「人づくり」のための取り組み）については、以前と比較すると取り組みが進んでいると実感しているが、現状にはまだ満足していない市民が多く、特に「雇用の創出」については、以前と比較しても取り組みが進んでいないと実感している市民が多くなっています。

市政全体に対する満足度については、以前よりは良いと感じてはいるが、現状ではまだ満足していない市民が多いという結果になっています。

【市民アンケート分布図（重点推進項目・共通の視点・市政全体に対する満足度）】



資料：行政経営課

市民アンケート調査によると、「農林水産業の振興」、「商工業の振興」、「雇用の創出」に対しては、現在も以前と比較しても振興が図られてきていないと感じている市民が多い結果となっています。

市民アンケート調査の自由記述によると、共通する課題として「担い手不足」や「後継者不足」が多くあげられており、「商工業の振興」については「空き店舗の増加」などがあげられています。

そのほかの要因としては、さまざまなことが複合的に関連していることが考えられますが、生活を成り立たせるための「なりわい」に対する懸念が大きな課題として捉えられており、さらなる取り組みが求められているのではないかと考えられます。

(4) 第5次長期振興計画後期基本計画における施策の成果指標の

達成状況

第5次長期振興計画後期基本計画で設定した施策の成果指標は78指標(うち7指標は追加設定)で、目標達成の状況は次のとおりでした。

なお、達成度は、計画最終年度となる平成29(2017)年度目標値と平成28(2016)年度実績値とを比較したもので、下表の「現状」とは計画策定時である平成24(2012)年度の数値を現状値として比較しています。

【第5次長期振興計画施策の達成度の状況】

達成度	指標数	割合
目標を達成できたもの	27	34.6%
目標は達成できていないが、現状より改善されたもの	19	24.4%
現状維持のもの	1	1.3%
現状より悪くなったもの	28	35.9%
把握不能・指標変更	3	3.8%
計	78	100%

【目標達成した指標の分野別割合】

分野別	指標数	割合
産業振興	7	25.9%
健康・医療・福祉	5	18.6%
安心・安全・基盤整備	4	14.8%
教育・文化・スポーツ	7	25.9%
行政運営	4	14.8%
計	27	100.0%

資料：行政経営課

【主な指標】

目標達成したもの、もしくは、目標は達成できていないが、現状より改善されたもの

指 標	単位	H24 (2012) 現状値	H28 (2016) 実績値	H29 (2017) 目標値
農業粗生産額	千円	6,282,929	7,170,713	6,500,000
農業新規就業者数	人	10	12	5
子育てがしやすいと思う人の割合	%	48.3	53.8	55.9
高齢者福祉サービスに満足と感じる人の割合	%	72.8	89.8	85.0
市補助事業で設置される合併処理浄化槽の設置総数	基	1,759	2,145	2,297
市民が災害に備えている割合	%	32.5	58.2	90.0
市民講座の受講者数	人	76	186	128
郷土の文化財に愛着・誇りを持っている人の割合	%	未把握	62.1	59.0
実質公債費比率	%	12.5	8.8	11.8
財政力指数	%	0.25	0.27	0.30

平成 24 (2012) 年度 (計画策定時) より低下したもの

指 標	単位	H24 (2012) 現状値	H28 (2016) 実績値	H29 (2017) 目標値
入込客数	人	279,243	276,634	330,000
医療機関が整っていると思う人の割合	%	37.1	28.7	50.0
家族以外で助け合える人がいる割合	%	79.6	75.6	93.0
学習テーマを持って日頃学習に取り組んでいる人の割合	%	21.0	20.7	26.0
スポーツ活動に取り組んでいる人の割合	%	42.5	39.7	53.5

資料：行政経営課

「目標を達成できたもの」及び「目標は達成できていないが、現状より改善されたもの」が6割近くとなっています。一方で、「現状より悪くなったもの」が3割以上あり、「把握不能・指標変更」した指標が3指標もありました。

また、目標を達成していながら、市民アンケート調査では、市民の実感としては振興が図られていないと感じている施策もあり、成果を測る指標の設定についても適正なものであったか考える必要があります。

さらには、行政の取り組みや成果について、市民に十分に伝わっていないという意見もあることから、効果的な情報発信のあり方等も検討していく必要があります。

(5) 西之表市の主要課題

市民アンケート調査、中・高校生アンケート調査及び校区アンケート調査並びに校区別意見交換会での結果や第5次長期振興計画の実績を踏まえ、本市が注力すべき主要課題を次のとおり、整理しました。

今後、本計画の8年間においてその課題解決に向け、市民とともに全力で取り組んでいきます。

①人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展

アンケート調査で市の課題として挙げられた「人口減少」は、本市のみではなく、日本全国の大きな課題となっています。

人口減少は地域の消費や生産などの経済活動をはじめ、地域の弱体化や担い手不足、既存施設や用地の遊休化など市民生活に大きな影響を与えます。

また、本市の大きな課題としては、進学や就職のため20歳前後の若年層が島外へ流出することによる年齢構造の不均衡が全国と比較しても顕著であり、このままの状態では推移すると、ますます高齢化が進展することが見込まれます。

直近の国勢調査（平成27（2015）年）による65歳以上人口の割合を示す高齢化率は34.1%と、全国（26.6%）並びに鹿児島県（29.4%）の割合を大きく上回り、熊毛地区平均（33.1%）と比較しても高くなっています。高齢化の進展は、社会保障費の増加や社会基盤（インフラ）のバリアフリー化、公共交通体系の充実、産業の担い手不足対策など、多くの財政需要が発生します。また、消費するものや提供されるサービスも変化し、所得の減少による消費の減退により、地域の商店街の衰退などにつながっていきます。

日本全体が人口減少社会に突入した現在では、人口の増加をめざす取り組みは非常に難しく、離島に位置する本市においては、維持することも容易ではありません。

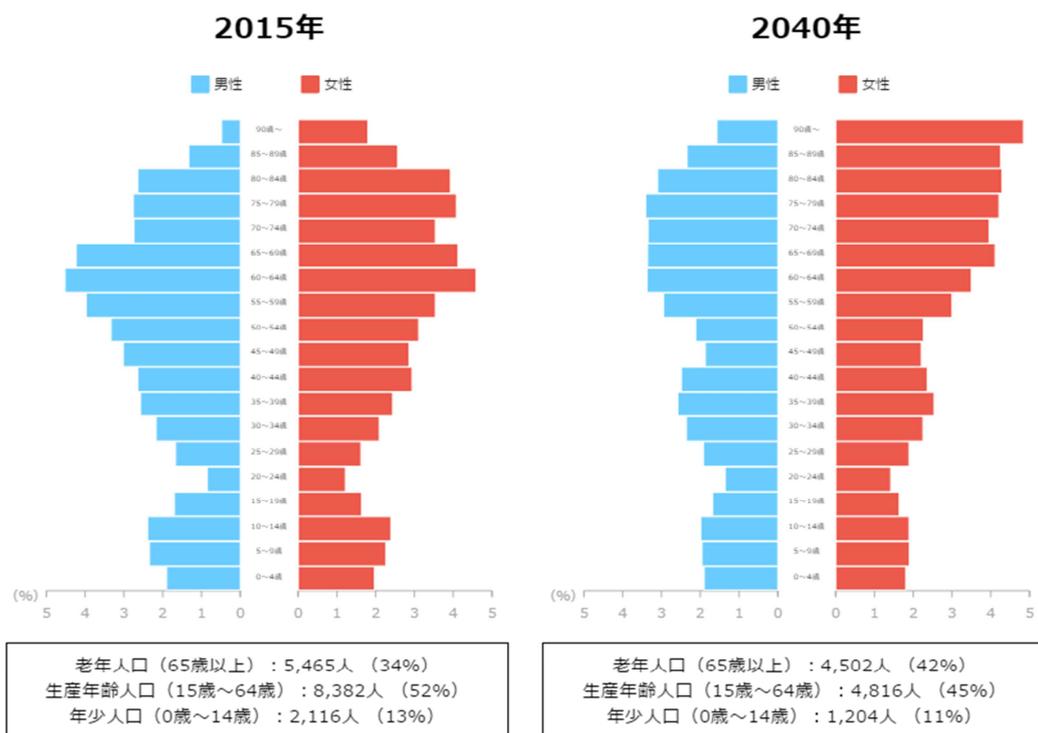
これまでも、人口減少や年齢構造の不均衡の対策のため、雇用の創出や子育て支援に注力してきていますが、なかなか改善がみられない現状を踏まえると、その対策もこれまでとは視点を変えていく必要があります。

本市が健全で持続可能な行政運営を続けていくためには、年齢構造の不均衡を考えつつ、市民の声をしっかりと把握し、雇用環境を整備し、若い世代の流入を促進する

とともに、すべての世代が生きがいをもって、自分らしく生活できるよう、市民とともにまちづくりを進めていくことが必要です。

*バリアフリー…「障害・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や情報に関わる障壁を取り除いていくこと

【本市の人口構造】



出典：地域経済分析システム

②地域力の減退

人口減少、年齢構造の不均衡、高齢化の進展に伴い、各校区、集落においては、地域活動の担い手不足やコミュニティ意識の希薄化が進行し、自治組織としての機能を果たせなくなってきました。人口の偏在化も進展しており、市街地にあたる榕城校区と西校区に人口の3分の2が集中しています。

特に、中心市街地から離れた大字地区では若い世代の市街地などへの流出によって、さらに高齢化が進み、地域運営もままならなくなり、実際に住民がいなくなった地域もでてきました。平成29(2017)年3月末の状況では、全96集落のうち、限界集落と

いわれる 65 歳以上人口の割合が 50%を超える集落は 27 集落あり、60 歳以上人口の割合が 50%を超える集落は 57 集落と半数を超えています。

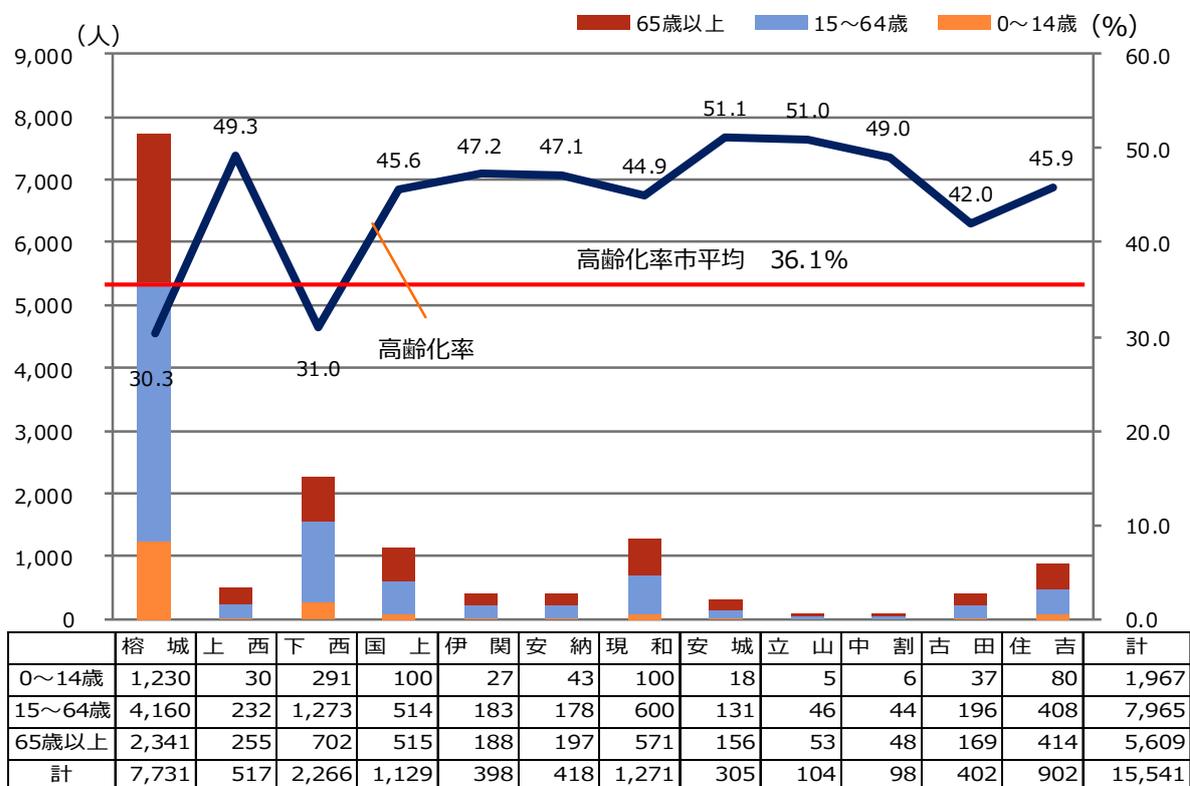
また、地域活動とより密接に関わる小学校のあり方についても検討が必要となっています。市内 11 校のうち、1 校は休校、さらに榕城小学校と下西小学校を除く 8 校では複式学級となっており、教育環境や学習面での児童・生徒に与える影響なども考慮しなければなりません。

地域の中には、現状に危機感を募らせ、地域活性化のために独自の取り組みを行う地域も出てきました。

地域の衰退は、市全体の崩壊へとつながる大きな課題です。この厳しい現状を市民全員で共有し、緊急かつ迅速にその解決に向けた方向性や取り組みを、地域とともに考え、進めていく必要があります。

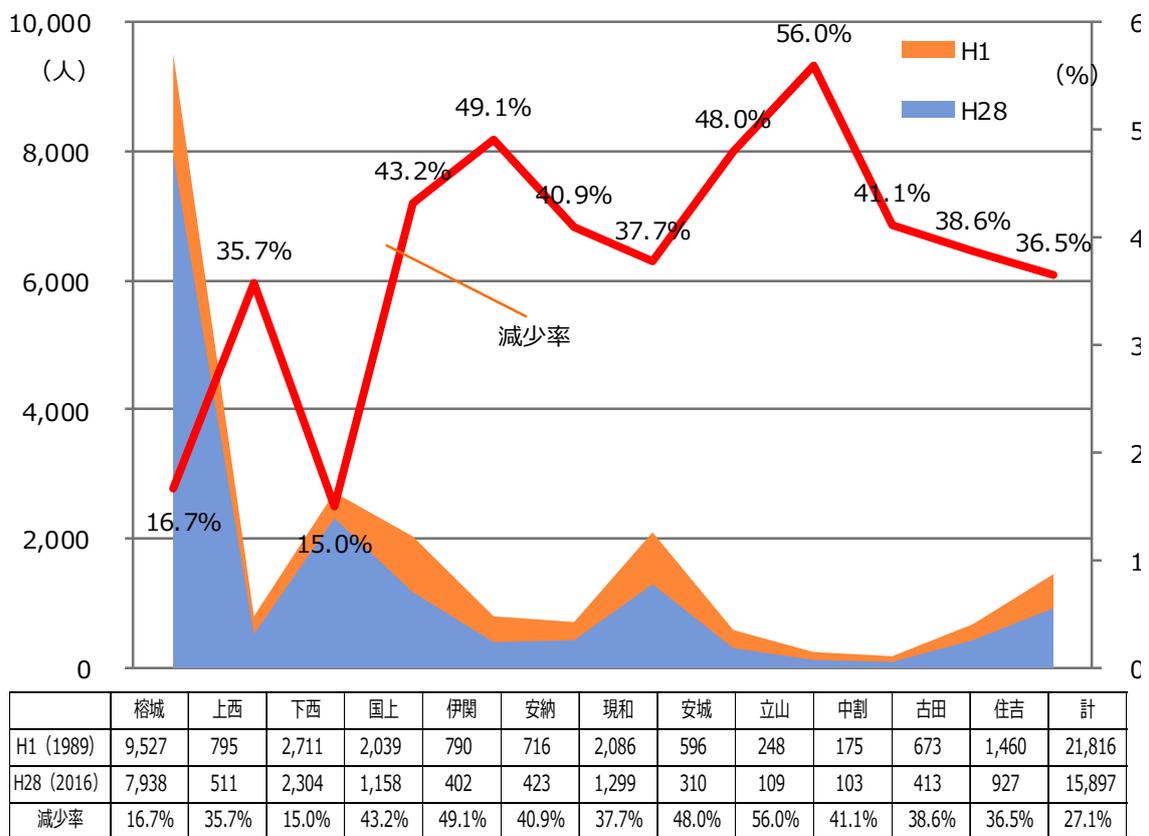
*コミュニティ意識…地域への愛着や帰属意識、または地域社会の連帯意識などを指す

【校区別の人口構造と高齢化率（平成29（2017）年3月末）】



資料：市民生活課

【校区別の人口減少状況（平成 1（1989）年と平成 28（2016）年の比較）】



（各年 10 月末）資料：市民生活課

【本市の人口の状況】



③担い手不足

人口減少に伴う労働力の減少は、本市の大きな課題となっています。第一次産業のみならず産業界全般にわたって、担い手不足、後継者不足が懸念されており、地域活動の担い手不足による集落機能の低下や行政運営、経済活動全般に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

市内の就業者数の推移をみると、平成 22(2010) 年の 8,648 人から平成 27(2015) 年の 8,318 人へと、5 年間で 3.8%減少しており、平成 27(2015) 年の就業者数について産業(3部門)別の内訳をみると、第一次産業が 2,199 人で市内全就業者数の 26.4%を占め、第二次産業が 984 人(11.8%)、第三次産業が 5,121 人(61.6%)となっています。業種別では、「農業」が 2,036 人と最も多く、市内全就業者数の 24.5%を占め、「医療、福祉」が 1,236 人(14.9%)、「卸売業、小売業」が 1,052 人(12.6%)と続きます。なお、「農業」「卸売業、小売業」は就業者数が減少した一方で、「医療、福祉」は増加しています。

これまで、本市の人口減少、特に若年層の島外流出の大きな原因として、雇用の場が少ないということで、特に、本市の基幹産業である第一次産業を中心として雇用の創出及び担い手の確保について注力してきました。

しかしながら、全国で人口減少が進んでいる現状では、「働く場所がない」という声がある一方で、「労働条件の改善」や「雇用環境の整備」を望む声も多くなってきています。

市民の働く場を確保し、経済規模を維持・増加させていくためには、さらなる地域経済の活性化を図る必要があります。同じ業種間による連携だけではなく、農林水産業、商業、工業、観光業に加えて、今後成長が期待されるエネルギー産業など、本市の総力を結集した産業間の連携により、地域資源を生かした産業全体の高付加価値化を図り、それらを域内のみではなく、域外に移出することで外貨を稼いでいくことが必要となります。さらには、それらの産業が求める人と働く人の^{*}マッチングを図り、雇用環境の整備などを図りながら、新たな労働力として高齢者や女性の活躍の場を広げていくことも必要です。そのためにも子育て支援の充実などの複合的な支援も取り組んでいく必要があります。(*マッチング…種類の異なるものを組み合わせること)

また、地域での担い手不足が課題となっている現状を踏まえ、地域で支えあう新たな仕組みや人材の発掘・育成などを図る仕組みづくりを進めていく必要もあります。

【産業・男女別15歳以上就業人口推移】

各年10月1日現在

産業名	平成22(2010)年				平成27(2015)年			
	総数	男	女	構成比(%)	総数	男	女	構成比(%)
総数	8,648	4,652	3,996	99.40	8,318	4,451	3,867	99.84
第一次産業	2,437	1,383	1,054	28.18	2,199	1,250	949	26.44
農業	2,241	1,208	1,033	25.91	2,036	1,103	933	24.48
林業	35	29	6	0.40	29	25	4	0.35
漁業	161	146	15	1.86	134	122	12	1.61
第二次産業	1,046	835	211	12.10	984	777	207	11.83
鉱業	3	2	1	0.03	2	2	0	0.02
建設業	743	637	106	8.59	666	578	88	8.01
製造業	300	196	104	3.47	316	197	119	3.80
第三次産業	5,112	2,405	2,707	59.12	5,121	2,416	2,705	61.57
電気・ガス・水道業	43	37	6	0.50	47	40	7	0.57
運輸・通信業	333	266	67	3.85	278	235	43	3.34
卸・小売業、飲食店	1,616	652	964	18.69	1,052	499	553	12.65
金融・保険業	125	50	75	1.45	88	41	47	1.06
不動産業	42	22	20	0.49	52	28	24	0.63
サービス業	2,400	986	1,414	27.75	3,039	1,204	1,835	36.54
公務	553	392	161	6.39	565	369	196	6.79
分類不能	53	29	24	0.61	14	8	6	0.17

出典：国勢調査

【労働力状態・男女別15歳以上人口】

各年10月1日現在

区分 年	総数(15歳以上)			労働力人口						労働力率	65歳以上 就業者数 (再掲)
				就業者			完全失業者				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
平成12(2000)年	15,838	7,376	8,462	9,657	5,361	4,296	331	213	118	63.1%	1,669
17(2005)年	15,457	7,184	8,273	9,240	5,109	4,131	473	347	126	62.8%	1,752
22(2010)年	14,570	6,713	7,857	8,648	4,652	3,996	437	308	129	62.4%	1,663
27(2015)年	13,847	6,487	7,360	8,318	4,451	3,867	316	215	101	62.4%	1,811

※ 総数には労働力状態「不詳」を含む。

出典：国勢調査

第6次

西之表市長期振興計画

基本構想

まちづくりの基本構想

1. めざすまちのすがた

(1) 市の将来像

(将来像に込めた思い)

あらゆるモノや情報があふれる現代は、わたしたちの生活を便利で豊かなものに変えてくれました。しかし、その一方で、日々の生活の慌ただしさに追い立てられて、わたしたちは、身近にありすぎて当たり前になっている大切な宝物の存在を、ともすれば忘れがちになってしまっています。

四季折々の自然がもたらす豊かな恵み、人情の温かさや人と人とのつながり、先人たちから受け継がれてきた貴重な歴史・文化など、わたしたちが暮らすこの島には、心を潤し満たしてくれるたくさんの宝があります。

誰もが、「ここに住んで良かった」「これからも住み続けたい」と思えるように、わたしたちはこの貴重な「宝」に感謝し、「宝」を生かして地域の魅力に磨きをかけ、人と人との支え合いの力でもっともっと成長するまちを目指します。

島の宝に育てられたわたしたちが、さらに島の宝を大きく育てる……この繰り返して、西之表市は成長を続けていきます。

め
ぞ
す
ま
ち
の
す
が
た

西之表市の将来像

人・自然・文化－島の宝が育つまち

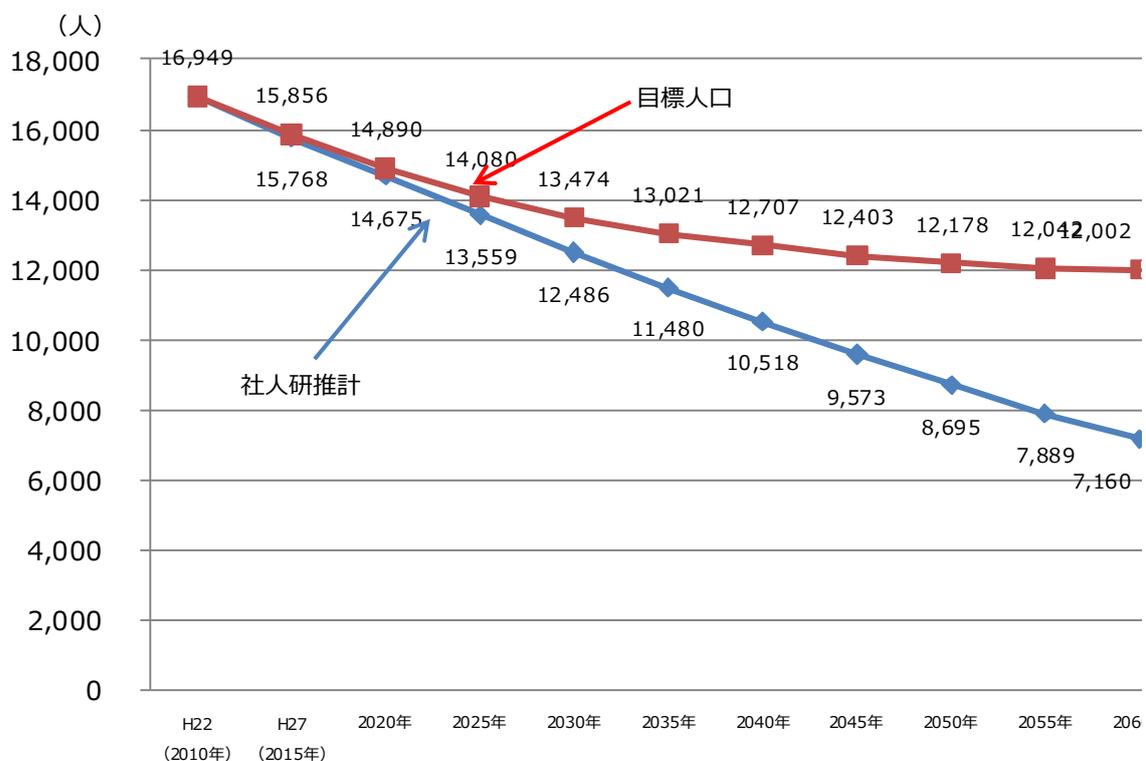
(2) 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、本市の人口は、2045年には10,000人を割り込み9,573人に、2060年には7,160人と大幅な減少が見込まれています。また、高齢化率は2045年の43.0%がピークとなる見込みです。

国も平成20（2008）年に始まった人口減少による経済規模の縮小、高齢者の増加に伴う社会保障費の増加などに早急に取り組むため、平成26（2014）年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、国と地方が総力を挙げて人口減少と経済成長力の確保に向けて取り組むことを求めています。

本市は、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして平成27（2015）年9月に「西之表市人口ビジョン」を策定し、2060年の目標人口を12,002人としました。

本計画期間では、「西之表市人口ビジョン」に基づき、全国でも高水準にある合計特殊出生率の維持及び若年層や子育て世代の流入を生み出し、急激な人口減少に歯止めをかけるまちづくりを展開することにより、2025年の目標人口を14,080人とします。



(3) 土地利用

本市は、種子島の北部に位置し、海の玄関口である西之表港の後背地として種子島氏の居城が置かれた城下町を中心に市街地が形成され、国・県の機関も集まり、行政と文化、商工業の中心地として発展してきました。

中心市街地から周辺地域については、都市計画法に基づき「都市計画区域」が設定されており、その面積は10㎢（用途区域は3.47㎢）と本市の総面積の4.6%となっています。

都市計画区域の利用については、平成15（2003）年に2022年を目標年度とした「西之表市都市計画マスタープラン」を策定していますが、急速に進んだ人口減少や高齢化などの大きな社会情勢の変化に対応できない状況となっています。

一方で、本市の北部から東部、南部にかけてはほとんどの地域が農地や里山となっており、住民が住む集落とともに、基幹産業の農業の生産基盤である農用地が広がり、自然豊かな環境を形成しています。

農地については、農振法に基づく総合的な農業の振興を図るべき地域である「農業振興地域」が設定されており、面積が17.301㎢、そのうち本市が今後農業用の利用を図るべき区域として定めた「農用地区域」は2.954㎢となっています。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足などから、休耕地や耕作放棄地が見られるようになり、有効な農地の利活用が課題となっています。

本市の土地利用の状況については、総面積205.66㎢のうち32.3%が山林、18.2%が農地、2.1%が宅地、47.4%がその他となっていますが、土地利用の方針については、都市計画法や農振法、森林法等の個別法によって、それぞれのゾーニングがされており、相互の関連性が必ずしも十分に図られているものではありません。

また、市民の主体的な参加によるゾーニングがされておらず、適正な土地利用へ市民意見が反映されているとはいいがたい状況です。

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支える基盤であり、土地の利用にあたっては、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら、現在も課題となっている人口減少や年齢構造の不均衡、また、高度化、多様化する市民ニーズ等を踏まえ、長期的な展望のもとで、総合的かつ計画的な利用を図るため、市全体を俯瞰した土地利用の方針を定める必要があります。

あわせて、本市の社会基盤も更新時期が到来しており、最適な施設の配置や効率的な改修を行うためにも、まちづくり全体の基盤となる土地利用の方針やゾーニングが必要となります。

今後、市内での横断的な協議、検討を進め、市民参加も図りながら、地域の特性を生かした土地利用の方向性を定め、調和の保たれた秩序あるまちづくりを進めます。

*ゾーニング…都市計画や建築プランなどで、空間を用途別に分けて配置すること。特に、都市計画などで各地域を用途別に区画すること

【土地の利用状況の推移】

km²・%

区分		総計	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
H24 (2012)	面積	205.78	74.3	30.98	4.17	64.86	22.12	1.73	74.49
	構成比	100.0	3.6	15.1	2.0	31.5	10.8	0.8	36.2
H25 (2013)	面積	205.78	73.9	30.94	4.20	65.05	22.15	1.75	74.30
	構成比	100.0	3.6	15.0	2.0	31.6	10.8	0.9	36.1
H26 (2014)	面積	205.78	7.30	30.90	4.21	65.24	22.26	1.83	74.04
	構成比	100.0	3.6	15.0	2.1	31.7	10.8	0.9	35.9
H27 (2015)	面積	205.66	7.09	30.93	4.30	65.94	22.22	1.87	73.31
	構成比	100.0	3.4	15.0	2.1	32.1	10.8	0.1	35.6
H28 (2016)	面積	205.66	6.77	30.72	4.33	66.46	22.32	1.91	73.15
	構成比	100.0	3.3	14.9	2.1	32.3	10.9	0.9	35.6

資料：税務課（面積総計は「全国都道府県市区町村別面積調」より）

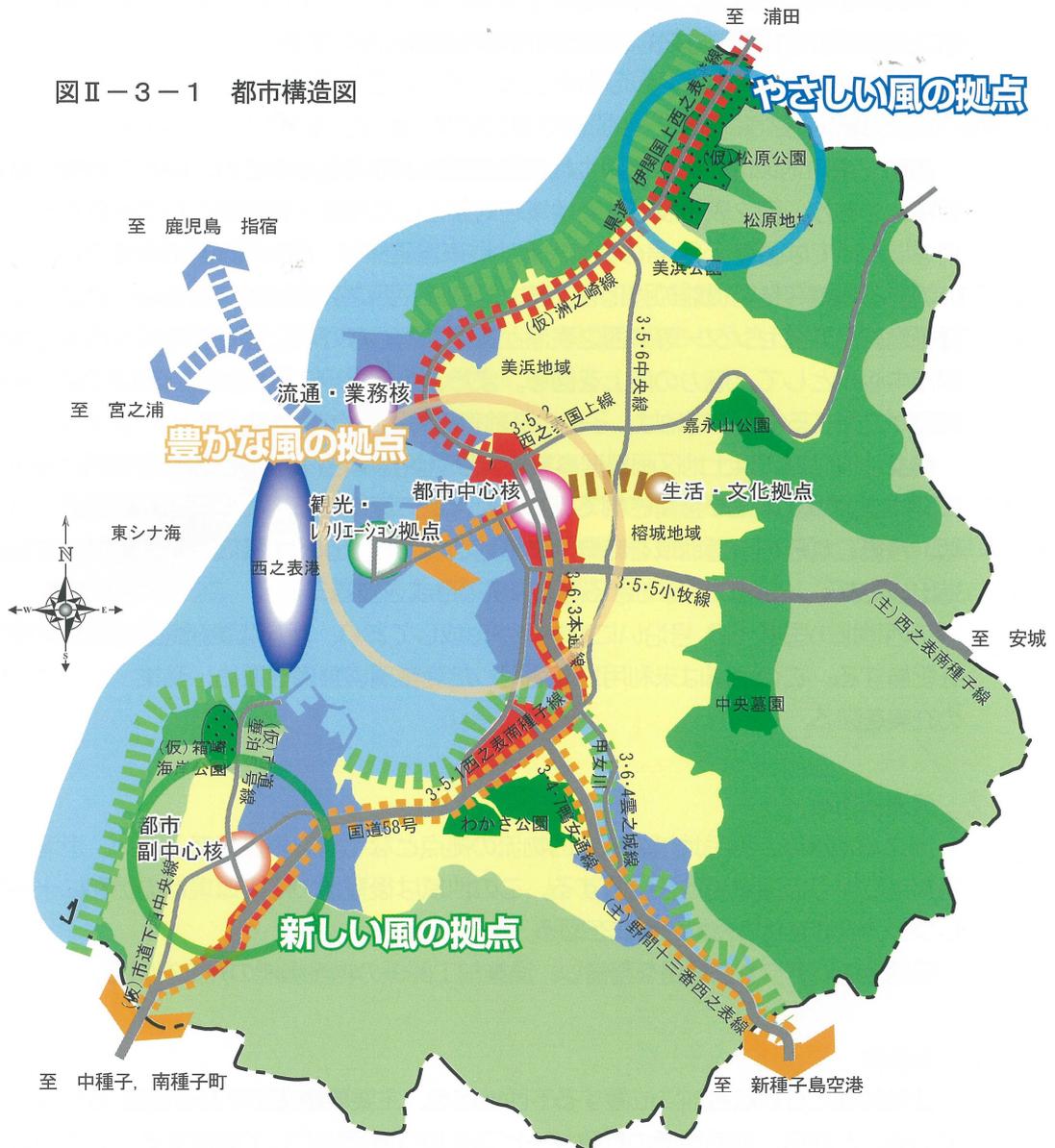
【関連する個別計画】

計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	H15（2003）-2022
緑の基本計画	H18（2006）-2022
農業振興地域整備計画	H28（2016）-
森林整備計画	H28（2016）-2025

資料：行政経営課

【西之表市都市計画マスタープラン（平成 15（2003）年）都市構造図】

図Ⅱ-3-1 都市構造図



出典：西之表市都市計画マスタープラン

(4) 地域のあり方

本市には、96 集落があり、その成り立ち等から 12 の小学校区を基礎とする校区によって、地域の運営がされてきました。明治期以降の移住者から受け継がれてきた産業や芸能などそれぞれの地域にはさまざまな文化や歴史があり、その特性に合わせた運営がされ、その地域を守ってきたのです。

しかし、市全体の人口減少、年齢構造の不均衡、高齢化の進展に伴い、また、市内でも、生活に便利な榕城校区と下西校区のある市街地に人口の 3 分の 2 が集中し、大字地域と呼ばれる周辺地域では、自治組織としての機能を果たせなくなりつつあります。

そのため、本市では、地域を多方面から支援するため平成 23（2011）年度に地域支援課を設置し、地域おこし協力隊員の配置、地域活性化住宅の整備や地域活性化交付金の交付など、地域が自立した組織となるよう取り組みを進めてきました。

中割校区では、校区を主体として、廃校となった鴻峰小学校跡地を活用した宿泊施設を整備し、交流人口の増加を図る取り組みが進みつつあります。また、古田校区では、JA 跡地を活用した農産品加工や販売を行う施設を整備するなど、自分たちの地域特性を生かした取り組みを進める地域も出てきました。

一方で、地域活動における担い手不足は深刻であり、地域の役員を決められずにいる地域もあり、ますます疲弊が進展している地域もあります。

人口減少が進む中、行政の効率化や老朽化する社会基盤の整備を考え、コンパクトシティといった考え方も提唱されました。また、地域活動に密接に関連する小学校のあり方についても検討すべき状況となっています。

そういった背景を踏まえ、本計画では、特に大字地域について注力し、地域の特性を生かした取り組みを支援し、地域組織の存続とともに地域の活性化を図り、地域の魅力を磨き上げていくこととします。

しかし、地域は、行政側だけで形作られるものではありません。

自分たちの地域をそこに暮らす自分たちが考え、自分たちで守るという意識のもと、地域性を生かせる人材の育成や取り組みの実践に一人ひとりが主体的に関わり、誇りある地域をつくっていく必要があります。

そのために、地域づくりの考え方や地域の将来像など、そこに暮らす住民同志が共有してともに考える場を積極的に設定していきます。

地域組織や地域行事についても、これまでのあり方を見直し、地域の変化に対応した仕組みにすることで、若者の定着を誘引することも必要かもしれません。また、健康寿命や生きがいに市民の幸福の価値が重点化され、「一億総活躍」が提唱される中、高齢者や女性の活躍の場も地域にはもっとあるはずです。

そういった取り組みを進めていくために、庁内においては横断的な検討組織を設置し、包括的に支援ができる体制整備を行います。

また、出郷者やNPO^{*}などの地域外の知恵や力も借りながら、地域が主体的な取り組みを進めていくための仕組みについて、地域とともに検討を進めていきます。

市の将来像の実現のためには、市民自身が自分たちの暮らす身近な地域に魅力を見出し、それを誇りとし、住みよいつ感じなければ、自然や文化などの島の宝を育てることができません。

地域を支えているのはそこに住む人であり、また、その人を育て、支えるのが地域です。

本計画では、地域住民とともにその地域特性や課題について理解を深め、地域の将来を一緒に考えていくこととします。

*コンパクトシティ…都市の中心部に行政、商業、住宅などさまざまな都市機能を集中させた形態

*NPO（Non Profit Organization の略）…様々な社会貢献活動（事業も含む）を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

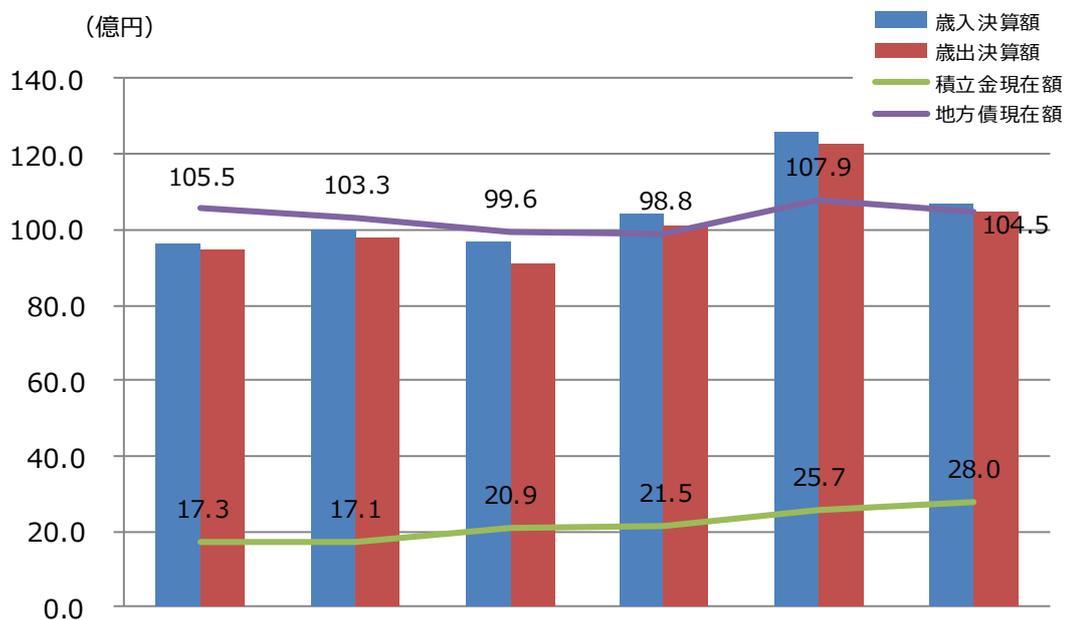
(5) 財政状況

本市は、平成 17（2005）年度から行財政改革など財政健全化に取り組み、一時期の最悪の状況は脱しつつあります。

ここ数年の歳入歳出決算については概ね 100 億円前後で推移していますが、歳出については、社会保障関係費（扶助費、繰出金）が一貫して増加傾向にあり、高齢化の進展を踏まえると、今後さらに増加していくことが懸念されます。また、地方債残高（市の借金）は、新規借入の抑制や繰上償還（返済）などにより、平成 13（2001）年度の 175 億円をピークに年々減少していましたが、生活基盤施設の整備などにより平成 27（2015）年度は増額となり、今後も公共施設などの維持管理や更新経費の増加が懸念されます。基金残高（市の預金）は年々、増加していますが、今後、更新時期を迎える公共施設により、本市の財政運営はいっそう厳しさを増していくと推測されます。

経常的な歳入（税収、地方交付税など）に占める経常的な歳出（人件費、扶助費、公債費など）の割合を表す経常収支比率は 94%前後で推移しており、実効性のある政策的な事業を実施するためには、税収の増加など自主財源の確保に取り組み、さらなる改善が必要です。

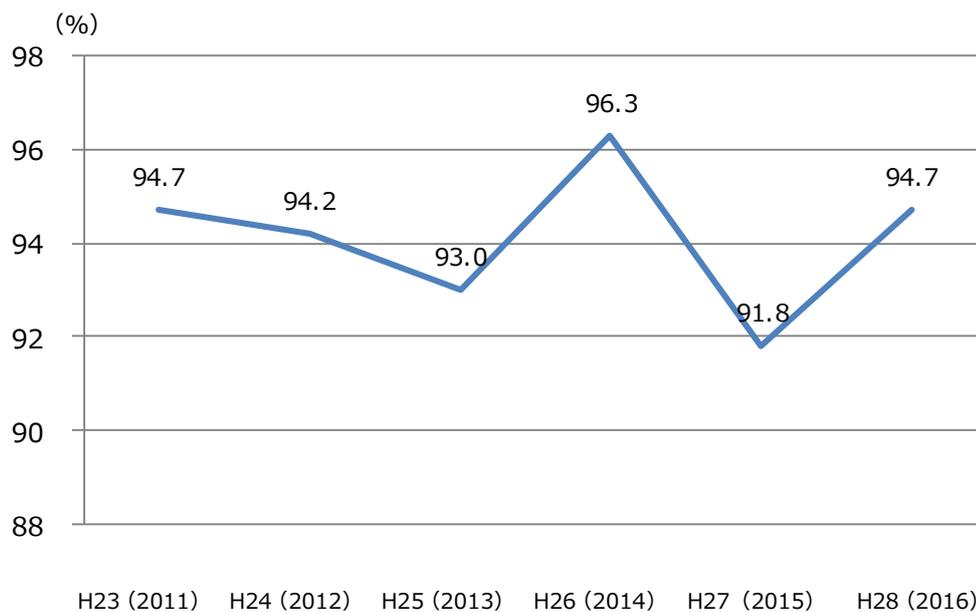
【決算額の推移】



	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
歳入決算額	96.2	100.1	96.6	103.9	125.8	106.8
歳出決算額	94.5	97.9	90.9	101.2	122.9	104.7

資料：行政経営課

【経常収支比率の推移】



(6) 市民との協働・連携

高齢化の進展や地域自治組織の衰退が進み、自治体の財政も厳しくなっていく中では、これまで以上に創意と工夫によって、さまざまな課題に向き合っていかなければなりません。

行政の資源やノウハウなどが限られる中で、市民ニーズに的確に応え、持続的かつ効果的な市政運営を図っていくためには、行政だけではなく、年齢や性別などにかかわらず、多くの市民が社会の対等な構成員として、それぞれの個性や能力を生かしてまちづくりに参画してもらうことが必要です。

これまでも計画策定やイベントの実施などで協働を図ってきていますが、市民ニーズが多様化、高度化してきており、市民と行政の連携がすぐに解決に結びつくといった状況にはなっていません。

行政との連携については、特に市民にとっては思うようにいかないことが多々あるかもしれません。しかしながら、自分たちの住むまちをよりよくするためには、市民と行政がしっかりと情報の共有を図りつつ、前向きに議論しながら、少しずつでも前進していくことが必要です。

第5次長期振興計画において示された「市民との協働・連携」という基本姿勢は、第6次長期振興計画でも引き継ぎ、市民とともに西之表市の未来をつくっていきます。

2. 各分野のめざすまちのすがた

市の将来像（めざすまちのすがた）実現のためには、本市が抱える課題を市民一人ひとりが主体的に考え、豊かな資源を生かし、ともにまちをつくっていくことが必要です。

「まちをつくる」ことは「ひとをつくる」ことであり、先人がつくりあげたこのまちを、しっかりと引き継ぎ、島の宝として、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

「人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展」・「地域力の減退」・「担い手不足」という課題を解決し、将来像の実現を図っていくため、大きく4つの視点（分野）を設定しました。

それぞれの分野において、次のとおり目標を設定し、どのように取り組んでいくのか、基本的な考え方や方針を示します。

(1) くらし分野

地域ので安心・安全な「まち」をつくり、

「くらし」を支える

人々が住み続けるためには、「くらし」を支える地域コミュニティや社会基盤（インフラ）が重要です。

豊かな自然との共生・共存を図り、種子島らしい景観を大切に守りながら、子どもから高齢者まで、みんなが安心して生活できるまちづくりを進めます。

それぞれの地域ので力を最大限引き出し、ともに支え合いながら住み良いまちを目指し、本市での生活がしあわせなものとなるように取り組んでいきます。

「くらし」の安心・安全を支えるためには、公共施設や交通基盤など老朽化が進む社会基盤（インフラ）の更新・整備を計画的に進めるとともに、市民の防災や防犯に対する意識を高め、犯罪がなく災害にも強いまちをつくっていく必要があります。

市民一人ひとりの意識向上を図りつつ、基盤や支援体制の整備を進めながら、地域全体で「くらし」を守るよう取り組んでいきます。

(2) しごと分野

地域の資源を生かした魅力ある「なりわい」で、 豊かな「まち」をつくる

人々が生活していくためには「なりわい」が必要であり、さらに、社会のために、地域のために貢献できる「しごと」を通して、人々が活躍することで魅力的で豊かな「まち」がつくられます。

地域の特性を生かした稼げる産業として、農業、林業、水産業の第一次産業及び商工業の振興を図るとともに、さまざまな機関とも連携して安定的な雇用と労働力を確保しつつ、新しい雇用の創出や多様な働き方を支える仕組みについても検討していきます。

ニューツーリズムの振興を図り、昔から根付く人情あふれるおもてなしなど本市特有の文化に着目し、^{}インバウンドなどの交流人口の増加に努めます。

また、本市の豊かな自然を生かした新たな産業分野への取り組みを行い、離島のハンディを感じさせない、持続可能なまちづくりを進めていきます。

*ニューツーリズム…地域固有の資源を活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行

*インバウンド…外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行という

(3) ひと分野

生涯にわたり健康で、いきいきと輝く「ひと」が育ち、 互いに支え合う「まち」をつくる

未来を切り開く子どもたちを、地域全体で見守り育てていることは本市の大きな魅力です。また、大切に受け継がれてきた歴史や文化は郷土の誇りとなり、豊かな感性を醸成します。

これまでも、これからも地域を支えていくのは、そこに暮らす「ひと」です。またその「ひと」を支えるのも人であり地域です。元気のある一人の「ひと」が育つと、その地域も元気になる、そして地域が元気になるとまち全体も元気になります。

そんな元気の種をまく「ひと」になってもらえるよう、家庭や学校、地域、行政が相互に連携して切れ目のない支援を行い、生きる知恵と豊かな心、たくましく生き抜く力を備えた子どもを育てます。

さらに、人生をより豊かなものにするために、誰もが、自分以外の誰かの役に立ち、生きがいややりがいを持って、他人を思いやり互いに支え合うことが重要です。

生活基盤が弱く支援を必要とする人に対しては、確実に支援の手が届くようセーフティーネットの構築を図り、すべての世代が健康で、住み慣れた地域のなかで、自分らしくいきいきと活躍できるまちを目指し、地域と社会に貢献できる人を育てていきます。

*セーフティーネット…「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供する仕組み。経済的困窮者に対する生活保護等の社会保障制度を指すことが多い

(4) ぎょうせい分野

ともに「まち」をつくる （行政力の向上）

まちづくりを着実に推進し、将来像を実現するためには、将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる市役所でなければなりません。

市民の福祉向上を目指し、「暮らし」・「しごと」・「ひと」それぞれの分野の課題はもとより、横断的に取り組む必要のある課題についても、庁内連携のもと、着実に解決に向けた取り組みを進めていきます。

そのために、市民の声をしっかりと聴き、市役所が行っていることや市民が主体的に取り組むことについて、情報を発信しながら、市民とともに考え、行動するまちを目指します。

今後も人口減少や高齢化の進行が予想され、財政の健全化と計画的で効率的な行政運営に取り組む必要があることから、市民サービスの低下を招くことがないよう、公平公正で信頼される、質の高い行政運営に努めます。

附属資料

1. 諮問書及び答申書
2. 計画の策定体制
3. 計画策定の経過
4. 振興計画審議会・長期振興計画策定市民委員会委員名簿
5. 施策担当課長・計画策定庁内検討会委員名簿
6. 例規（長期振興計画策定条例・振興計画審議会条例・長期振興計画策定市民委員会設置要綱）

1. 諮問書及び答申書

【諮問書】

西 行 経 第 50 号

平成 29 年 5 月 26 日

西之表市振興計画審議会会長 殿

西之表市長 八板 俊輔

第 6 次長期振興計画の策定について（諮問）

西之表市においてはこれまで市政運営の指針となる長期振興計画を策定し、計画的な行政運営に努めてまいりました。

平成 21 年に策定した第 5 次長期振興計画については、策定後 8 年を経過し、人口減少や少子高齢化の進展が進む課題先進地である本市においては、新たな時代に対応したまちづくりの指針を定める必要があります。

そこで、これまでの経過を踏まえ、今後の西之表市政の進むべき方向とそれを実現するための方策を明らかにする新たな振興計画の策定について、ご審議くださるよう、西之表市振興計画審議会条例第一条の規定に基づき諮問いたします。

【答申書】

平成 29 年 11 月 14 日

西之表市長 八板 俊輔 殿

西之表市振興計画審議会
会 長 塩崎 義政

第 6 次長期振興計画の策定について（答申）

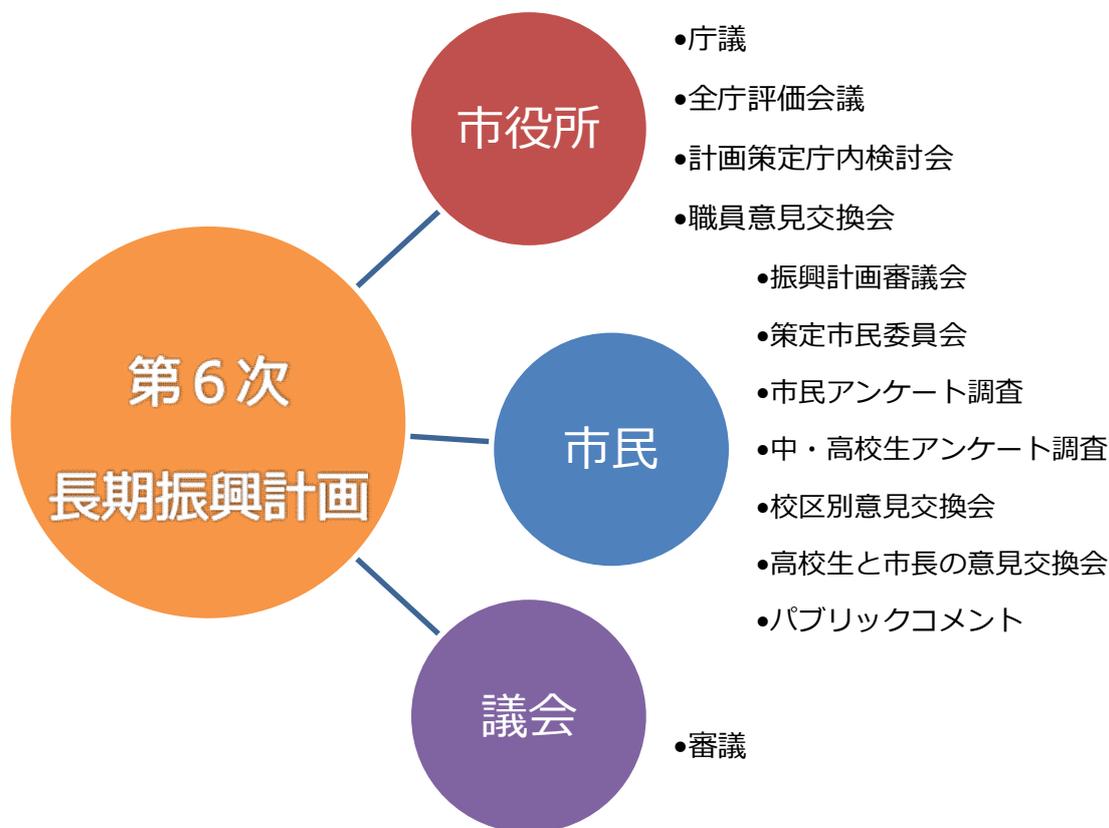
平成 29 年 5 月 26 日付け西行経第 50 号により貴職から諮問のありました「第 6 次長期振興計画の策定」について、慎重に審議した結果、別添「第 6 次長期振興計画（案）」のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分留意され、将来像実現に向けて市民との協働・連携のもと、総合的かつ計画的な行政運営が図られることを願います。

記

- 計画の進行管理については、市民意見を十分に反映させた上で、的確な評価を実施し、その結果及び今後の施策の展開については、市民へも十分な情報提供を図ること。
- 本市の主要課題である「人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展、地域力の減退、担い手不足」については、その課題解決に向け、本市の人や自然、文化という資源を生かし、市民との協働・連携のもと、「西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による横断的で具体的な施策の展開を図ること。
- 限られた資源を有効に活用し、計画的かつ効率的に行政運営を図るため、「土地利用」及び「地域のあり方」については、市民意見を十分に把握しながら早急に検討を進めること。

2. 計画の策定体制



【組織と役割】

振興計画審議会

(庁外組織)

- 市長からの諮問により、基本構想・基本計画案の内容を審議し、その結果を市長に答申します。

策定市民委員会

(庁外組織)

- 各分野の市民及び市職員により構成され、まちづくりの課題解決のための方向性や具体的方策等を検討して、基本構想・基本計画案を作成します。

庁議

(庁内組織)

- 市3役と課長職で構成し、庁内で意見交換を行い、計画案等の最終決定を行います。

全庁評価会議

(庁内組織)

- 市3役と基本計画の分野ごとに市長が任命する課長で構成され、計画策定庁内検討会で検討された案について、全体調整を図るとともに、施策の方針や重点施策を協議します。

計画策定庁内検討会

(庁内組織)

- 係長職により構成され、基本構想・基本計画案を討議し、計画の原案を作成します。

3. 計画策定の経過

(1) 市民意見の把握

① 市民アンケート調査

調査対象者：平成 29（2017）年 4 月 1 日現在で、西之表市内に居住する 20 歳以上の男女の 10%である 1,309 名を対象。

調査期間：平成 29（2017）年 4 月 25 日～平成 29（2017）年 5 月 12 日

回答数：972 名（回答率 74.3%）

② 校区別意見交換会

市内 12 校区中、10 校区にて開催 160 名参加

（平成 29（2017）年 5 月 7 日～平成 29（2017）年 6 月 29 日）

③ 中・高校生アンケート調査

調査対象者：種子島中学校及び種子島高校の 2 年生。

調査期間：平成 29（2017）年 5 月 10 日～平成 29（2017）年 5 月 24 日

回答数：244 名（中学生 125 名・高校生 119 名）

④ 種子島高校生と市長の意見交換会

開催日：平成 29（2017）年 7 月 20 日

参加者：（市側）八板俊輔市長、大平和男教育長

（学校側）2 年生 宮本あいこさん、日笠山あすみさん、中川龍之介さん、古田祐太郎さん

1 年生 川畑陽介さん、河野真理杏さん、川原航さん

⑤ パブリックコメント

募集期間：平成 29（2017）年 10 月 2 日～平成 29（2017）年 11 月 1 日

意見提出件数：3 件（期限を過ぎてから 1 件提出）

(2) 西之表市振興計画審議会

第 1 回 平成 29（2017）年 5 月 26 日 第 6 次長期振興計画の諮問等

第 2 回 平成 29（2017）年 8 月 10 日 基本構想案協議

第 3 回 平成 29（2017）年 9 月 21 日 前期基本計画案協議

第 4 回 平成 29（2017）年 11 月 13 日 基本構想案及び前期基本計画案決定

答申 平成 29（2017）年 11 月 14 日 第 6 次長期振興計画の答申

(3) 長期振興計画策定市民委員会

- 第1回 平成29(2017)年 5月26日 まちづくりの課題抽出
- 第2回 平成29(2017)年 6月15日 市の将来像及びまちづくりの課題協議
- 第3回 平成29(2017)年 7月 6日 市の将来像及び分野ごとの方向性協議
- 第4回 平成29(2017)年 8月 3日 基本構想案協議
- 第5回 平成29(2017)年 8月30日 基本計画案協議
- 第6回 平成29(2017)年 9月11日~13日 分野別による基本計画案協議
- 第7回 平成29(2017)年11月13日 基本構想案及び前期基本計画案決定

(4) 西之表市議会

- 第1回 平成29(2017)年 8月18日 基本構想案説明
- 第2回 平成29(2017)年 9月22日 基本計画案説明
- 第3回 平成29(2017)年10月 6日 基本構想案及び前期基本計画案説明
- 第4回 平成29(2017)年11月17日 基本構想案、前期基本計画案及び実施
計画説明

平成29(2017)年11月30日~

平成29(2017)年12月18日 平成29年第4回市議会定例会において審議及び議決

4. 振興計画審議会・長期振興計画策定市民委員会委員名簿

(1) 西之表市振興計画審議会委員名簿

区分	所属	氏名
1号委員 (市教育委員会の委員)	西之表市教育委員	圖師 愛
2号委員 (市農業委員会の委員)	西之表市農業委員会	脇田 峰生
3号委員 (公共的団体の役員 又は職員)	西之表市区長会	◎ 塩崎 義政
	種子屋久農業協同組合	時吉 浩幸
	西之表市商工会	福井 清信
	種子島森林組合	石村 康信
	種子島漁業協同組合	加川 隆志
	種子島観光協会	平 道人
	鹿児島県建設業協会種子島支部	鮫島 明典
4号委員 (学識経験者)	種子島開発総合センター	鮫嶋 安豊
	住吉さくら保育園	○ 上畑 敬子
	農業法人	花木 恵美子
	西之表市連合青年団	池村 匡代
	鹿児島公共職業安定所熊毛出張所	山下 淳一
	鹿児島県熊毛支庁	中野 洋

◎は会長、○は副会長（敬称略）。

(2) 長期振興計画策定市民委員会委員名簿

部会(分野)	所属	氏名
第1部会 (産業振興)	種子島観光協会	池山 みどり
	種子島特産品協会	酒井 通雄
	西之表市商工会	●◎内田 節生
	農業	上妻 英矢
	船主会	松本 浩次
	種子島森林組合	○ 石村 康信
	農林水産課	深田 弘樹
	経済観光課	岩下 栄一
第2部会 (健康・医療・福祉)	住吉さくら保育園	○ 上畑 敬子
	介護支援専門員	鮫島 寛大
	元中学校教諭	河野 眞佐子
	中割校区	奈尾 正友
	西之表市民生委員児童委員協議会	■◎榎本 道隆
	福祉事務所	下村 英之
	健康保険課	中野 佳一郎
第3部会 (安心・安全・ 基盤整備)	鹿児島県建設業協会種子島支部	○ 鮫島 明典
	西之表市女性消防団	平川 久美子
	会社経営	◎ 伊達 昭博
	西之表市商工会青年部	山下 真介
	種子島・屋久島交通(株)種子島支社	岩下 郁典
	総務課	長濱 洋志
	市民生活課	深田 修史
第4部会 (教育・文化・ スポーツ)	西之表市 PTA 連絡協議会	田中 恭二
	住吉窯	山本 達也
	西之表市文化協会	◎ 吉原 三保子
	西之表市連合青年団	○ 池村 匡代
	鉄砲館コンシェルジュ	田脇 佳奈江
	社会教育課	沖田 純一郎
	教育委員会総務課	宮田 重幸

●は会長、■は副会長、◎は部会長、○は副部会長、市職員は、庁内検討会部会長及び副部会長を兼務(敬称略)。

5. 施策担当課長・計画策定庁内検討会委員名簿

(1) 施策担当課長

※施策は第5次長期振興計画後期基本計画の区分による。

分野 (政策)	No.	施策	施策担当課長		関係課
産業振興	1	農業の振興	農林水産課長	園田 博己	農林水産課・農委事務局
	2	林業の振興	農林水産課長	園田 博己	農林水産課
	3	水産業の振興	農林水産課長	園田 博己	農林水産課・建設課
	4	商工業の振興	経済観光課長	松元 明和	経済観光課・農林水産課
	5	観光・交流の振興	経済観光課長	松元 明和	経済観光課・地域支援課・行政経営課
健康・医療・福祉	6	健康づくりの推進	健康保険課長	長野 望	健康保険課・地域支援課
	7	医療保険体制の適正かつ安定的な運営	健康保険課長	長野 望	健康保険課・総務課
	8	介護保険体制の適正かつ安定的な運営	健康保険課長	長野 望	健康保険課・福祉事務所
	9	地域福祉・社会保障の充実	福祉事務所長	小山田 八重子	福祉事務所・健康保険課・地域支援課・市民生活課
	10	児童福祉の充実	福祉事務所長	小山田 八重子	健康保険課・福祉事務所
	11	高齢者・障がい者福祉の充実	健康保険課長	長野 望	健康保険課・福祉事務所
安心・安全・基盤整備	12	快適な居住環境の整備	建設課長	戸川 信正	建設課・水道課・行政経営課・地域支援課
	13	市民生活を守る安全対策の充実	市民生活課長	吉田 孝一	市民生活課・建設課
	14	環境衛生対策の推進	市民生活課長	吉田 孝一	市民生活課・農林水産課
	15	防災対策の充実	総務課長	大瀬 浩一郎	総務課・建設課・財産監理課・農林水産課
	16	計画的な土地利用の推進	建設課長	戸川 信正	建設課・行政経営課・財産監理課・税務課・農委事務局
教育・文化・スポーツ	17	生涯学習社会の実現	社会教育課長	松下 成悟	社会教育課・地域支援課
	18	社会教育の推進	社会教育課長	松下 成悟	社会教育課・税務課・地域支援課
	19	義務教育の充実	教委総務課長	福山 隆一	教委総務課・学校教育課・建設課
	20	芸術文化・文化財保護の充実	社会教育課長	松下 成悟	社会教育課
	21	社会体育の充実	社会教育課長	松下 成悟	社会教育課
行政運営	22	健全な財政運営の確立	行政経営課長	神村 弘二	行政経営課・市民生活課・監査事務局・建設課・総務課・税務課・会計課・財産監理課
	23	職員の能力向上	総務課長	大瀬 浩一郎	総務課
	24	計画的で効率的な行政運営の推進	行政経営課長	神村 弘二	総務課・行政経営課

(2) 計画策定庁内検討会 (◎は部会長、○は副部会長 ●は「地域づくり」部会へも参加)

部会(分野)	課等名	係等名	氏名	備考
第1部会 (産業振興)	農林水産課	管理係	鎌倉 久美子	
	農林水産課	営農振興係	深田 弘樹	◎
	農林水産課	農政係	中野 賢二	●
	農林水産課	林務水産係	吉原 聖保	
	農林水産課	農業土木係	高橋 英樹	
	経済観光課	商工政策係	岩下 栄一	○
	経済観光課	観光交流係	鮫嶋 健司	
	農業委員会	農地振興係	河本 文男	
第2部会 (健康・医療・福祉)	健康保険課	国民健康保険係	山田 睦美	
	健康保険課	高齢者支援室長兼包括支援センター長	高石 心平	●
	健康保険課	介護保険係	上妻 富夫	
	健康保険課	健康増進係	中野 佳一郎	○
	健康保険課	包括支援係	日笠山 望	
	福祉事務所	社会福祉係	下村 英之	◎
	福祉事務所	子育て支援係	毛井 文子	
	福祉事務所	援護係	日高 裕隆	
市民生活課	国民年金係	山下 雅子		
第3部会 (安心・安全・基盤整備)	総務課	防災消防係	長濱 洋志	◎
	行政経営課	情報管理係	古元 哲哉	
	市民生活課	市民係	下川 法男	
	市民生活課	環境安全係	深田 修史	○
	市民生活課	市民相談係	中村 和典	●
	市民生活課	西京苑管理係	川畑 利昭	
	建設課	管理係	榎本 裕久	
	建設課	建築係・都市計画係	古田 一男	
	建設課	土木係・道路維持補修係	松尾 孝幸	
	水道課	管理係	小川 政幸	
	水道課	工務係	村永 和幸	
	財産監理課	地籍調査係	徳永 祐一郎	
第4部会 (教育・文化・スポーツ)	教委総務課	給食センター	宮田 重幸	○
	教委総務課	庶務係・施設係	西門 博文	●
	学校教育課	管理係	川畑 浩二	
	学校教育課	指導係	谷口 誠二	
	社会教育課	社会教育係	西山 泰秀	
	社会教育課	文化係	沖田 純一郎	◎
	社会教育課	文化係	柳田 さゆり	
	社会教育課	社会体育係	川畑 浩一郎	

部会(分野)	課等名	係等名	氏名	備考
第5部会 (行政運営)	会計課	会計係	尾野 秀行	
	総務課	人事係	中里 千秋	
	総務課	法制文書係	森 真樹	
	総務課	秘書広報係	田上 美子	◎
	行政経営課	企画政策係	下川 昭代	
	行政経営課	企画政策係	長田 英範	
	行政経営課	財政係	森田 大介	
	税務課	滞納整理係	山口 智広	
	税務課	市税係	河内 尚子	
	税務課	固定資産税係	長瀬 正行	
	財産監理課	登記係	河内 時久	
	財産監理係	管理係	山田 正次	○
	議会事務局	庶務係・議事係・調査係	古市 善哉	
	監査委員事務局	事務局	濱渡 友子	

【横断的検討部会】

部会(分野)	課等名	係等名	氏名	備考
地域づくり	地域支援課	コミュニティ推進係	平石 栄夫	
	地域支援課	協働推進係	下川 由喜	◎
	農林水産課	農政係	中野 賢二	
	健康保険課	高齢者支援室長兼包括支援センター長	高石 心平	○
	市民生活課	市民相談係	中村 和典	
	教委総務課	庶務係・施設係	西門 博文	

【事務局】

職名	氏名	担当分野
行政経営課長	神村 弘二	統括
課長補佐兼企画政策係長	下川 昭代	健康・医療・福祉、行政運営、地域づくり
企画政策係 副長	長田 英範	産業振興
企画政策係 主査	横山 義之	安心・安全・基盤整備、行政運営、地域づくり
企画政策係 主査	久保 孝平	教育・文化・スポーツ

6. 例規

(1) 西之表市長期振興計画策定条例

平成29年7月6日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の長期振興計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期振興計画 本市の進むべき方向と目標を示す基本的な指針として市長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、本市の目指すべき将来像と基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(振興計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、西之表市振興計画審議会条例(昭和44年西之表市条例第12号)第1条に規定する西之表市振興計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(長期振興計画の公表)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、基本構想及び基本計画の変更について準用する。

(長期振興計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、長期振興計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(2) 西之表市振興計画審議会条例

昭和44年6月30日条例第12号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、西之表市振興計画に関し、必要な事項を調査及び審議するため、西之表市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議において、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、行政経営課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

(3) 西之表市長期振興計画策定市民委員会設置要綱

平成21年5月11日告示第84号

(設置)

第1条 西之表市長期振興計画の策定にあたり、本市の将来像及びまちづくりの課題解決のための具体的方策等を検討するため、西之表市長期振興計画策定市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の将来像に関すること。
- (2) まちづくりの課題解決のための具体的な方策
- (3) その他計画策定にあたって検討が必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、民間有識者及び市職員の中から市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を具体的に検討させるため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 4 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び専門部会の庶務は、行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

第6次西之表市長期振興計画

基本構想 Vision

平成30(2018)年3月

鹿児島県 西之表市